

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第10回期日(20231129)提出の書面です。

令和3年(ワ)第7645号「結婚の自由をすべての人に」訴訟事件

原告 山縣真矢 外7名

被告 国

## 代理人意見陳述要旨

2023(令和5)年11月30日

東京地方裁判所民事第44部甲合議1A係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 三浦 徹也

1 日本におけるトランスジェンダー、同性愛者その他のセクシャルマイノリティの人口規模は2015年及び2016年に行われた各種調査によれば4.9%から7.6%という結果が出ています。単純に人口比で計算しても、少なくとも約600万人から約940万人規模のセクシャルマイノリティが日々生活していることとなります。

これは左利きの人と同じくらいの人数規模です。皆さんの認識では、これだけの人数がいるという感覚はあるでしょうか。

参考までに、令和元年度の厚生労働省委託事業である「職場におけるダイバーシティ推進事業」の報告書の数字を紹介します。

この報告書によると「① いまの職場の誰か一人にでも、自身が性的マイノリティであることを伝えているか」という質問に対して「伝えている」と回答した人の割合は、「シスジェンダーのレズビアン」で

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第 10 回期日(20231129)提出の書面です。

8.6%、「シスジェンダーのゲイ」では 5.9%、「シスジェンダーのバイセクシュアル」では 7.3%、「トランスジェンダー」では 15.8%、「その他」では 5.0%という結果でした [1]。

全体の数字を均すと、性的マイノリティの方で、職場の誰か一人にでも自身のセクシュアリティ等を伝えられている人は、約 7%という数字になります。

ここからは算数の問題です。

人口の約 7%が性的マイノリティであり、そのうち職場の誰か一人にでも自身のセクシュアリティ等を伝えられている人は約 7%です。

人が 200 人いれば、そのうちの約 14 人が性的マイノリティですが、そのうち職場で誰か一人にでも自身のセクシュアリティを伝えられている人はわずかに 1 人いるかいないかという数字になります。

これが今の日本の現状です。

なぜ、これだけの人が自身のセクシュアリティを人に伝えられず、息をひそめて生活しなければならないのでしょうか。シスジェンダーの異性愛者である振りをして、自身を偽って生活せざるを得ない人が出てくるのでしょうか。

それは、セクシャルマイノリティに対する差別・偏見があるからです。好きになった人が法律上同性であるという単にそれだけのことを、異常なものと扱ってきたからです。

---

<sup>1</sup> <https://www.mhlw.go.jp/content/000625160.pdf>

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第 10 回期日(20231129)提出の書面です。

現在の婚姻制度は、そのような誤った知識・差別、偏見の中で作られた制度です。ご承知のとおり、ものの見事に法律上同性のカップルなど存在しないものとして扱われています。

そして、更に厄介なことに、そのような婚姻制度があることによって、婚姻は（法律上の）男女のものだという認識、婚姻できない法律上同性のカップルは正当な家族ではないという差別・偏見が再生産されるという悪循環に陥っています。

その様な状況の中で、他人に対して自分はセクシャルマイノリティであるとオープンにできるでしょうか。自分を肯定し、自分らしく生きていくことができるでしょうか。

その答えが、先ほどの 7%という数字です。

現在の婚姻制度によってもたらされているこの差別・偏見の悪循環は、違憲判断によって断ち切るしかありません。

2 全国で「結婚の自由をすべての人に訴訟」が提訴され、これまで多くの違憲判決が出ていますが、判決も少しずつ核心に迫る判断が続けてきてくれています。

札幌地方裁判所は、「婚姻の本質は、両性が永続的な精神的及び肉体的結合を目的として真摯な意思をもって共同生活を営むことにあるが、異性愛と同性愛の差異は性的指向の違いのみであることからすれば、同性愛者であっても、その性的指向と合致する同性との間で、婚姻している異性同士と同様、婚姻の本質を伴った共同生活を営むことができると解される。」として、結論として憲法 14 条 1 項違反の判断をしました。

大阪地方裁判所は、家族として保護を受ける制度が一切ないことの違憲性について直接判断をしませんでしたが、「公認に係る利益のよう

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第 10 回期日(20231129)提出の書面です。

な個人の尊厳に関わる重要な利益を同性カップルは享受し得ないという問題はなお存在するということができる。」として、現行の婚姻制度に憲法違反の問題があることを示唆していました。

その後の、東京地方裁判所は、「現行法上、同性愛者についてパートナーと家族になるための法制度が存在しないことは、同性愛者の人格的生存に対する重大な脅威、障害であり、個人の尊厳に照らして合理的な理由があるとはいえず、憲法 24 条 2 項に違反する状態にあるということができる」と述べ、福岡地方裁判所もこの判断に続きました。

名古屋地方裁判所は、憲法 24 条 2 項及び憲法 14 条 1 項違反の判断を下しましたが、「同性カップルが国の制度によって公証されたとしても、国民が被る具体的な不利益は想定し難い」「同性カップルを国の制度として公証したとしても、そのような伝統的家族観を直ちに否定することにはならず、共存する道を探ることはできるはずである。」とも指摘しています。

こうした判決の展開からすれば、法律上同性のカップルが家族として保護を受ける手段が何もないことが憲法 24 条及び憲法 14 条に違反することは、これまでの各地裁判決の到達点と言ってよいでしょう。

本訴訟の裁判所には、これまでの判断を土台として、あと一歩前進した判断をしていただきたいと思います。

3 では、そのあと一歩とは何でしょうか。

それは、法律上同性のカップルが婚姻できないことは違憲であると判断することです。自分の人生を彩るための自己決定として、望む相手と婚姻するという選択肢を平等に認めてほしい、ただそれだけです。

本日、裁判官には、尋問を通じて、鳩貝さん、河智さん、山縣さん、

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第 10 回期日(20231129)提出の書面です。

一橋さん、武田さん、武田さんのお母さん、ケイさん、藤井さん、福田さんの話を聞いていただきました。

婚姻制度から排除されていることで、結婚したいと思う相手との交際関係は極めて不安定になっています。生活を共にしていても、家族として認められないことで不便さや不安を抱え、人格的生存に対する脅威、障害となっています。

一方で、パートナーと幸せを共有し、苦しみを分かち合い、子どものためを思って一緒に生活する家族としての関係は、法律上異性のカップルとは何ら変わりがないこと、婚姻の本質を伴った共同生活を営むことができるということも、お分かりいただけたと思います。

そうであれば、端的に法律上同性のカップルも婚姻という選択肢が与えられるべきであり、制度に差を設ける理由も全くありません。

4 これまでの判決は、今一步のところ、法律上同性のカップルが婚姻できないことについて違憲であるとの判断をしませんでした。

例えば、立法府が採りうる選択肢が、現行の婚姻制度に同性間の婚姻を含める立法以外にないとは言い難いとの指摘があります。しかし、婚姻「類似」の制度など誰も求めていないことは、本日の尋問によってもお分かりいただけたことと思います。

その理由は明白です。法律上異性のカップルが利用できる婚姻制度と、法律上同性のカップルが利用できる婚姻「類似」の制度に分かれていることそれ自体が、法律上同性のカップルは法律上異性のカップルとは違う存在であるということを表すことになるからです。

「ふうふ」としての関係に何ら差がないのに取扱いを区別することは、憲法 14 条 1 項に違反するものであり、また個人の尊厳に反するものであって、憲法 24 条 2 項に照らしても許されません。法律上同性の

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第 10 回期日(20231129)提出の書面です。

カップルを別異に扱うこの方法は、現在の婚姻制度によってもたらされている差別・偏見の悪循環を断ち切ることはできません。

また、婚姻を男女間の人的結合関係と捉える伝統的な価値観があるとの指摘があります。しかし、この安易に「伝統的」価値観に依拠するこの論証は、かかる価値観が形成された時代に存在していた性的マイノリティに関する誤った規範ないし偏見を軽視しています。差別や偏見を背景に出来上がった「伝統的」価値観を根拠に法律上同性カップルの婚姻を認めないという論証は、差別や偏見を追認、助長するものであって許されません。

- 5 そもそも、仮に婚姻を男女間の人的結合関係と捉える伝統的な価値観があるとして、法律上同性のカップルが婚姻することによってどうなるというのでしょうか。

婚姻を望み、真摯な共同生活を営んでいるカップルが、婚姻できるようになる。ただそれだけです。何か社会が変わるとすれば、そこに幸せな家族が生まれるというただそれだけのことです。

法律上同性のカップルが婚姻したところで、これまでの民法の解釈・適用を変える必要もありません。もし法律上同性のカップルの下で育てられている子に不利益があるとすれば、それは「法律上同性のカップルの下で育てられてかわいそう」などという周囲の無理解によってもたらされているものです。

- 6 かつて、ニュージーランドの議員であったモーリス・ウィリアムソンさんは、2013年、同性婚を認める法案の最終審議と採決の際に演説を行い、多くの反響を呼びました。演説では、「なぜ反対する人がいる

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第 10 回期日(20231129)提出の書面です。

のか理解できない。」(I cannot understand why someone would be opposed.) として、以下のように述べています [2]。

*“The sun will still rise tomorrow. Your teenage daughter will still argue back to you as if she knows everything. Your mortgage will not grow. You will not have skin diseases or rashes or toads in your bed. The world will just carry on.*

*So do not make this into a big deal.*

*This bill is fantastic for the people it affects, but for the rest of us, life will go on.”*

「明日も太陽は昇ります。あなたの 10 代の娘は、相変わらず何でも知っているかのように反抗するでしょう。住宅ローンは増えることもありません。皮膚病や発疹に悩まされることも、ベッドにヒキガエルが這うこともない。世界はただ続いていきます。

だから、このことを大げさに考えることは止めましょう。

この法案は、関係がある人々にとっては素晴らしいものですが、それ以外の人々にとっては、今までどおりの人生は続くだけです。」

- 7 日本では、2023 年 6 月、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(令和 5 年法律第 68 号) が成立・施行されました。同法は、理解増進の施策が「全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」との理念と、性的指向及びジェンダーアイデンティティを

---

<sup>2</sup> <https://www.youtube.com/watch?v=VRQXQxadyps>

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第 10 回期日(20231129)提出の書面です。

理由とする差別はあってはならないとの認識に立つべきことを宣言しています(同法 3 条)。この理念と認識が国の法制度全体の基礎にあることが実定法によって確認されたのです。

法律上の同性のカップルを法律上異性のカップルと同等に扱うべき要請は、単なる事實的・社会的なお願いなどではなく、このような実定法でも確認された法的な基本的理念に裏付けられたものです。

法律上同性のカップルが婚姻できないことは違憲であると、あと一歩踏み出しましょう。

人が個人として尊重される社会のために。セクシュアリティの如何にかかわらず、人が平等に婚姻という選択肢をもてる社会のために。

今がその時です。

以上